

※法人の皆さまには法人番号が届きます

【法人番号の概要】

マイナンバーの導入に伴い法人の皆さまには法人番号(13桁)が、法人などの登記上の本店または主たる事務所の所在地に通知票が送付されます。法人番号は、法人の3情報(①名称、②所在地、③法人番号)の情報がインターネット(国税庁法人番号公表サイト)を通じて10月末に公表され、どなたでも自由に利用することができます。

【法人番号のメリット】

- ①法人番号により法人などの名称・所在地が容易に確認できます。
- ②取引先情報に法人番号を追加することにより取引情報の集約や名寄作業が効率化されます。
- ③行政手続きにおける届出・申請などのワンストップ化により負担が軽減されます。

【マイナンバー導入に伴う国税手続きについて】

- ①税務署などに提出する申告書、法定調書などにマイナンバー・法人番号の記載が必要となります。
- ②申告書などを提出する際に、本人確認書類の提示または、本人確認書類の写しを添付する必要があります。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

☎ 税務課 ☎ 72-6932

広告募集中

- ◆1号広告(タテ4.5cm×ヨコ17.8cm)
掲載料：1回10,000円、連続6回50,000円)
 - ◆2号広告(タテ4.5cm×ヨコ8.8cm)
掲載料：1回5,000円、連続6回25,000円)
- ※いずれも一色刷り

- ◆申し込み方法
町公式ウェブサイトで「広告掲載申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、必要書類を添付して総務課までお申し込みください。

詳しくは
総務課まで!!
☎ 72-2111